



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 27 日 (火)
号外第 33 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (6) (長寿社会課) 3
	鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (7) (〃) 27
	鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (8) (青少年・家庭課) . . 29

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県介護保険施設に関する条例の一部が改正され、介護医療院の従業者、設備及び運営に関する基準を規則で定めることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずること、定員を超えて入所させないこと、入所者の使用する設備について衛生的な管理に努めること等の介護医療院の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。
- (2) 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずることとする。
- (3) 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に関する経過措置を平成36年3月31日（現行 平成30年3月31日）まで延長する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする(3)に関する事項を除き、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の一部が改正され、条例の失効期日が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則の失効期日は、平成36年3月31日（現行 平成30年3月31日）とする。
- (2) 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずることとする。
- (3) 施行期日は、平成30年4月1日とする(2)に関する事項を除き、鳥取県介護保険施設等の一部を改正する条例第3条の規定の施行日とする。

◇鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 携帯電話インターネット接続業務に係る契約の締結等に当たって説明すべき事項に、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、所定の書面又は電磁的記録を提出する必要があることを加える。
- (2) 鳥取県青少年健全育成条例において携帯電話インターネット接続業務に係る契約の締結等に当たって説明すべき事項を定めたことに伴い、当該規定と重複する規定を削る。
- (3) 青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない正当な理由を定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例の施行日とする。

規 則

鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号。以下「条例」という。）第4条第2項、第6条第2項、<u>第8条第2項</u>、別表第1、<u>別表第2及び別表第3並びに附則第3条第2項から第4項まで及び附則第4条の規定に基づき、介護保険施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(介護老人保健施設の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>(介護医療院の基準)</p> <p>第5条 <u>条例に定めるもののほか、介護医療院の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(指定介護老人福祉施設に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>平成36年3月31日</u>までに病院又は診療所の一般病床、精神病床（鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第78号）附則第2項に規定する老人性認知症疾患療養病棟を構成する病床に限る。）又は療養病床を減少して開設した指定介護老人福祉施設に対する別表第1設備の項の規定の適用については、同項第12号中「食堂及び機能訓練室の床面積の合計は、入所定員1人につき3平方メートル以上とし、それぞれ必要な広さ」とあるのは「食堂の床面積は、入所定員1人につき1平方メートル以上とし、機能訓練室の床面積は、40平方メ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第77号。以下「条例」という。）第4条第2項、第6条第2項、別表第1 <u>及び別表第2</u>並びに附則第3条第2項の規定に基づき、介護保険施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(介護老人保健施設の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(指定介護老人福祉施設に関する経過措置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>平成30年3月31日</u>までの間に病院又は診療所の一般病床、精神病床（鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第78号）附則第2項に規定する老人性認知症疾患療養病棟を構成する病床に限る。）又は療養病床を減少して開設した指定介護老人福祉施設に対する別表第1設備の項の規定の適用については、同項第12号中「食堂及び機能訓練室の床面積の合計は、入所定員1人につき3平方メートル以上とし、それぞれ必要な広さ」とあるのは「食堂の床面積は、入所定員1人につき1平方メートル以上とし、機能訓練室の床面積は、40平</p>

ートル以上」と、同項第14号本文中「1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）」とあるのは「1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）」とし、同号ただし書の規定は、適用しない。

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第3条 略

2・3 略

4 条例附則第3条第2項から第4項までの規則で定める要件は、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設の用に供することとする。

5 略

(介護医療院に関する経過措置)

第4条 条例附則第4条第1項及び第2項の規則で定める要件は、平成36年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院の用に供することとする。

2 前項に規定する要件を満たす介護医療院に対する別表第3設備の項の規定の適用については、同項第14号本文中「1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）」とあるのは「1.2メートル以上（中廊下にあつては1.6メートル以上）」と、同項第17号中「直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上」とあるのは、「直通階段を2以上（エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1以上）」とし、同項第14号ただし書の規定は、適用しない。

3 条例附則第4条第3項及び第4項の規則で定める要件は、平成36年3月31日までに、当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設することとする。

4 前項に規定する要件を満たす介護医療院（平成30年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少して開設した介護老人保健施設の全部又は一部を廃止して開設するものに限る。次項において同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成30年4月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、近隣の場所にある

方メートル以上」と、同項第14号中「1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）」とあるのは「1.2メートル以上（中廊下にあつては、1.6メートル以上）」とする。

(介護老人保健施設に関する経過措置)

第3条 略

2・3 略

4 条例附則第3条第2項の規則で定める要件は、平成30年3月31日までに病院又は診療所の病床を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設の用に供することとする。

5 略

医療機関又は薬局との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあつては、別表第3設備の項第4号(2)及び(3)並びに第5号(2)の規定は、適用しない。

5 第3項に規定する要件を満たす介護医療院に対する別表第3設備の項の規定の適用については、同項第14号本文中「1.8メートル以上(中廊下にあつては、2.7メートル以上)」とあるのは「1.2メートル以上(中廊下にあつては1.6メートル以上)」と、同項第17号中「直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上」とあるのは、「直通階段を2以上(エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあつては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1以上)」とし、同項第14号ただし書の規定は、適用しない。

別表第1 (第3条関係)

区分	基準
従業者の配置	1～6 略 7 従業者(管理者、施設長及び介護職員を除く。)は、入所者の処遇に支障がない場合は、他の施設の職務に従事することができること。また、管理者及び施設長は、施設の管理上支障がない場合は、当該施設との密接な連携を確保しつつ、当該施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設(以下「サテライト型居住施設」という。)又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。 8・9 略
略	
施設サービス計画	1・2 略 3 計画の作成後、計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)をし、必要に応じて計画の変更を行うこと。また、モニタリングに当たっては、入所者及

別表第1 (第3条関係)

区分	基準
従業者の配置	1～6 略 7 従業者(管理者、施設長及び介護職員を除く。)は、入所者の処遇に支障がない場合は、他の施設の職務に従事することができること。また、管理者及び施設長は、施設の管理上支障がない場合は、当該施設との密接な連携を確保しつつ、当該施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設(以下この表において「サテライト型居住施設」という。)又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。 8・9 略
略	
施設サービス計画	1・2 略 3 計画の作成後、計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下この表において「モニタリング」という。)をし、必要に応じて計画の変更を行うこと。また、モニタリングに当たっ

	<p>びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4・5 略</p>		<p>ては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4・5 略</p>
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p><u>5 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20 サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法をあらかじめ定めておくこと。</u></p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 略</p> <p><u>25</u> 略</p> <p><u>26</u> 略</p>	サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p> <p><u>16</u> 略</p> <p><u>17</u> 略</p> <p><u>18</u> 略</p> <p><u>19</u> 略</p> <p><u>20</u> 略</p> <p><u>21</u> 略</p> <p><u>22</u> 略</p> <p><u>23</u> 略</p> <p><u>24</u> 略</p>

<u>27</u> 略	
<u>28</u> 略	
<u>29</u> 略	
<u>30</u> 略	
<u>31</u> 略	
<u>32</u> 略	
<u>33</u> 略	
<u>34</u> 略	
<u>35</u> 略	
<u>36</u> 略	
<u>37</u> 略	
<u>38</u> 略	
<u>39</u> 略	
記録の作成及び保存	1 サービスの提供の項第19号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。 2 略
略	

備考 略

別表第2 (第4条関係)

区分	基準						
従業者の配置	1～3 略 4 第1号(1)及び(4)から(7)までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。)にあっては、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の従業者により入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める従業者を置かないことができること。						
	<table border="1"> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>介護支援専門員</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	介護老人保健施設	略		<table border="1"> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>介護支援専門員</td> </tr> </table>	介護支援専門員	介護支援専門員
介護老人保健施設	略						
	<table border="1"> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>介護支援専門員</td> </tr> </table>	介護支援専門員	介護支援専門員				
介護支援専門員	介護支援専門員						

<u>25</u> 略	
<u>26</u> 略	
<u>27</u> 略	
<u>28</u> 略	
<u>29</u> 略	
<u>30</u> 略	
<u>31</u> 略	
<u>32</u> 略	
<u>33</u> 略	
<u>34</u> 略	
<u>35</u> 略	
<u>36</u> 略	
<u>37</u> 略	
記録の作成及び保存	1 サービスの提供の項第18号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。 2 略
略	

備考 略

別表第2 (第4条関係)

区分	基準						
従業者の配置	1～3 略 4 第1号(1)及び(4)から(7)までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。)にあっては、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の従業者により入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める従業者を置かないことができること。						
	<table border="1"> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>介護支援専門員</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	介護老人保健施設	略		<table border="1"> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>介護支援専門員</td> </tr> </table>	介護支援専門員	介護支援専門員
介護老人保健施設	略						
	<table border="1"> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>介護支援専門員</td> </tr> </table>	介護支援専門員	介護支援専門員				
介護支援専門員	介護支援専門員						

	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">介護医療院</td> <td>医師</td> <td>医師</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>栄養士</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>介護支援専門員</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table> <p>5 第1号(1)、(5)及び(6)の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（<u>介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。</u>）にあつては、併設される<u>介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの従業者を置かないことができること。</u></p>	介護医療院	医師	医師	栄養士	栄養士	介護支援専門員	介護支援専門員	略				<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table> <p>5 第1号(1)及び(5)から(7)までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（<u>病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする入所定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。</u>）にあつては、併設される<u>病院又は診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの従業者を置かないことができること。</u></p>				略		
介護医療院	医師		医師																
	栄養士		栄養士																
	介護支援専門員	介護支援専門員																	
略																			
略																			
<p>設備</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 サテライト型小規模介護老人保健施設にあつては本体施設の施設を利用することにより入所者の処遇が適切に行われると認められるときは調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設にあつては併設される<u>介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより入所者の処遇が適切に行われると認められるときは条例別表第2設備の項第2号（療養室及び診察室を除く。）及び前号に掲げる設備を設けないことができること。</u></p> <p>4 療養室は、条例別表第2設備の項第3号及び第4号に定めるもののほか、次のとおりとすること。 (1)～(6) 略</p> <p>5～18 略</p>	<p>設備</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 サテライト型小規模介護老人保健施設にあつては本体施設の施設を利用することにより入所者の処遇が適切に行われると認められるときは調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設にあつては併設される<u>病院又は診療所の施設を利用することにより入所者の処遇が適切に行われると認められるときは条例別表第2設備の項第2号（療養室及び診察室を除く。）及び前号に掲げる設備を設けないことができること。</u></p> <p>4 療養室は、条例別表第2設備の項第3号に定めるもののほか、次のとおりとすること。 (1)～(6) 略</p> <p>5～18 略</p>																
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>																
<p>施設サー ビス計画</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 計画の作成後、モニタリングをし、必要に応じて計画の変更を行うこと。また、モニタリングに当たっ</p>	<p>施設サー ビス計画</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 計画の作成後、<u>計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下この表にお</u></p>																

	<p>ては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4・5 略</p>		<p>いて「モニタリング」という。)をし、必要に応じて計画の変更を行うこと。また、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4・5 略</p>
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p><u>5 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p>10～36 略</p>	サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行うこと。</u></p> <p>10～36 略</p>
略	略	略	略
備考	略	備考	略

別表第3 (第5条関係)

区分	基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師 常勤換算をして施設の入所者のうちI型療養床(療養床(入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分)をいう。以下同じ。)のうち、主として長期</p>

- にわたり療養が必要である者であって、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。以下同じ。)の利用者(以下「I型入所者」という。)の数を48で除した数に、施設の入所者のうちII型療養床(療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。)の利用者(以下「II型入所者」という。)の数を100で除した数を加えて得た人数(3に満たないときは3とする。)以上(条例別表第3従業者の配置の項第4号ただし書の規定により宿直する医師を置かない場合にあつては、入所者の数を100で除した数以上)
- (2) 薬剤師 常勤換算をしてI型入所者の数を150で除した数に、II型入所者の数を300で除した数を加えて得た人数以上
- (3) 看護職員 常勤換算をして施設の入所者の数を6で除した人数以上
- (4) 介護職員 常勤換算をしてI型入所者の数を5で除した数に、II型入所者の数を6で除した数を加えて得た人数以上
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 施設の実情に応じた適當数
- (6) 栄養士 入所定員が100人以上の施設にあつては、1人以上
- (7) 介護支援専門員 1人以上
(入所者の数が100人を超える場合にあつては、常勤換算をして入所者の数を100で除した人数以上)
- (8) 診療放射線技師、調理員、事務員その他の従業者 施設の実情に応じた適當数
- 2 従業者(管理者及び介護職員を除く。)は、入所者の処遇に支障がない場合は、他の施設の職務に従事することができること。また、管理者は、施設の管理上支障がない場合

	<p>は、サテライト型特定施設（当該施設との密接な連携を確保しつつ、当該施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設又は同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等の職務に従事することができること。</p> <p>3 介護支援専門員は、医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下同じ。）に従事する場合であつて、当該施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該施設に併設される病院又は診療所の職務に従事することができること。</p> <p>4 第1号(1)の規定にかかわらず、医療機関併設型介護医療院の医師の人数は、常勤換算してⅠ型入所者の数を48で除した数に、Ⅱ型入所者の数を100で除した数を加えて得た人数以上とすること。</p> <p>5 第1号(1)、(2)、(4)、(5)及び(7)並びに前号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下同じ。）の従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定めるとおりとすること。</p> <p>(1) 医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される病院又は診療所の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。</p> <p>(2) 介護職員 常勤換算して施設の入所者の数を6で除した数以上</p> <p>(3) 介護支援専門員 施設の実情に応じた適当数</p>	
設備	<p>1 2階建て又は平屋建てで次のいずれかに該当する建物にあつては、準</p>	

耐火建築物とすることができること。

(1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該施設の所在地を管轄する消防署長と相談の上、条例別表第3サービスの提供の項第8号の計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例別表第3サービスの提供の項第8号の訓練を、同号の計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例別表第3設備の項第2号に定めるもののほか、次に掲げる設備を設けること。

(1) 談話室（ユニット型介護医療院を除く。）

(2) レクリエーション・ルーム（ユニット型介護医療院を除く。）

3 療養室は、条例別表第3設備の項第3号及び第4号に定めるもののほか、次のとおりとすること。

(1) 地階に設けないこと。

(2) 1以上の出入口を避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(3) 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。

(4) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(5) ナース・コールを設けること。

(6) ユニット型介護医療院にあつては、次のとおりとすること。

- ア 一のユニットの入所定員は、
おおむね10人以下とすること。
- イ 定員を2名とする場合にあっては、床面積は21.3平方メートル以上とすること。
- ウ 既存の施設を改修したものについては、入所者同士の視線が遮断されている場合は、療養室を隔てる壁について天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
- 4 診察室は、次の施設を有すること。
- (1) 医師が診察を行う施設
- (2) 喀痰^{かくたん}、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（人体から排出され又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査の業務を委託する場合を除く。）
- (3) 調剤を行う施設
- 5 処置室は、次の施設を有すること。
- (1) 入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設（前号(1)に規定する施設と兼用する場合を除く。）
- (2) 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。）
- 6 共同生活室は、次のとおりとすること。
- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 床面積は、当該共同生活室の属するユニットの入所定員1人につき2平方メートル以上を標準と

すること。

- (3) 必要な設備及び備品を備えること。
- 7 機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の面積とし、必要な器械及び器具を備えること。ただし、併設型小規模介護医療院又はユニット型併設型小規模介護医療院（ユニット型医療機関併設型介護医療院（ユニットごとに入所者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型介護医療院をいう。）のうち、入所定員が19人以下のものをいう。）にあつては、機能訓練を行うために十分な広さとし、必要な器械及び器具を備えること。
- 8 談話室は、入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さとする事。
- 9 食堂は、内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積とすること。
- 10 浴室は、次のとおりとすること。
- (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 11 レクリエーション・ルームは、レクリエーションを行うために十分な広さとし、必要な設備を備えること。
- 12 洗面所は、身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。また、ユニット型介護医療院にあつては、療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- 13 便所は、身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。また、ユニット型介護医療院にあつては、療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- 14 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）

	<p>とすること。ただし、ユニット型介護医療院にあつては、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。</p> <p>15 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>16 廊下及び階段には、手すりを設けること。</p> <p>17 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。</p> <p>18 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。</p> <p>19 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18（第1項第4号から第6号までを除く。）、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定に準じて適切に管理すること。</p> <p>20 入所者に対するサービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。</p>
入所及び退所	<p>1 入所申込者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法による承諾を得た場合は、条例別表第3入所の項第4号の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが</p>

	<p>できること。</p> <p>2 入所申込者の被保険者証により、被保険者資格並びに要介護認定の有無及び有効期間を確認するとともに、要介護認定を受けていない場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。また、要介護認定の更新の申請が遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>3 入所申込者の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、これに配慮して、サービスを提供するように努めること。</p> <p>4 心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を入所の対象とすること。</p> <p>5 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で定期的に検討し、その内容等を記録すること。また、入所者が退所するときは、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するように努めるとともに、退所後の主治医に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p> <p>6 入所するときは入所の年月日並びに入所している施設の種類及び名称を、退所するときは退所の年月日を、被保険者証に記載すること。</p>
<p>施設サービス計画</p>	<p>1 作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を計画に含める</p>

	<p>よう努めるとともに、入所者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。</p> <p>2 計画を作成したときは、施設サービス計画を入所者に交付すること。</p> <p>3 計画の作成後、モニタリングをし、必要に応じて計画の変更を行うこと。また、モニタリングに当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>4 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。</p> <p>(1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合</p> <p>(2) 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>5 計画の変更については、計画の作成に準ずること。</p>
<p>サービス の提供</p>	<p>1 施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うとともに、サービスが漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うこと。</p> <p>2 ユニット型介護医療院におけるサービスの提供は、入所者の有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入所者の自立した生活を支援することを基本として入所者の日常生活上</p>

の活動について必要な援助を行うことにより、入所者の日常生活を支援するものとして行うこと。

- 3 ユニット型介護医療院におけるサービスの提供は、各ユニットにおいて入所者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うこと。また、入所者のプライバシーの確保に配慮して行うこと。
- 4 懇切丁寧にサービスの提供を行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項を理解しやすいように説明を行うこと。
- 5 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 6 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
 - (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
 - (3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
 - (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当

適切に行うこと。

- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、知事が別に定めるもののほか行わないこと。
- (6) 知事が別に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。
- 7 入所者の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。
- 8 不必要に往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させないこと。また、往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行うこと。
- 9 入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行うこと。
- 10 入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じて、次に掲げるとおり入浴、排せつ、着替え、離床等の看護及び医学的管理の下における介護を適切な技術をもって行うこと。
- (1) 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又

は清しきすること。

- (2) 入所者に対し、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えること。
- (3) 褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備すること。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。

11 ユニット型介護医療院においては、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、前号(2)及び(3)並びに次に掲げるとおり看護及び医学的管理の下における介護を適切な技術をもって行うとともに、それぞれの役割を持って家事を行うよう適切に支援すること。

- (1) 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入浴の機会を提供すること。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- (2) (1)に定めるもののほか、入所者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援すること。

12 入所者の負担により、従業者以外の者による看護及び介護を受けさせないこと。

13 栄養並びに入所者の心身の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ

離床して食堂で食事を摂ることができるよう努めること。また、その材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。

14 ユニット型介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うこととし、食事を提供する時間についても入所者の生活習慣を尊重すること。また、入所者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するとともに、入所者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援すること。

15 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

16 適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めること。また、ユニット型介護医療院においては、入所者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入所者が自律的に行うこれらの活動を支援すること。

17 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。

18 入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段によっ

て保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

19 適切なサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。

20 ユニット型介護医療院において、前号の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行うこと。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

21 当該施設の従業者によってサービスを提供すること。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

22 入所定員、療養室の定員及びユニットごとの定員を超えて入所させないこと。ただし、災害の発生、虐待を受けた者の保護その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

23 入所者の使用する食器その他の設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこと。

24 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3

月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための手引きを整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める感染症、食中毒及び熱中症の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- 25 施設介護サービス費が支払われるサービスの提供に対する対価については、基準額とすること。
- 26 施設介護サービス費が支払われないサービスの提供に対する対価については、基準額との間に不合理な差額が生じないようにすること。
- 27 前2号に定めるもののほか、次に掲げる費用以外の費用を徴収しないこと。また、(1)から(4)までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによること。
- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居住に要する費用
- (3) 知事が別に定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 知事が別に定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 理美容代
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

- 28 前号に掲げる費用を徴収するに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ること。また、同号の(1)から(4)までに掲げる費用に係る同意については、文書によること。
- 29 施設介護サービス費が支払われないサービスを提供した場合は、その提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付すること。
- 30 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておくこと。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。
- 31 管理者に当該施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせ、従業者に法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わせること。
- 32 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員に、次に掲げる業務を行わせること。
- (1) 入所申込者が入所するときは、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) 入所者が退所するときは、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するこ

	<p>と。</p> <p>(4) 苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(5) 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。</p> <p>33 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p> <p>34 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。また、居宅介護支援事業者又はその従業者から、退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。</p> <p>35 運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ること。</p> <p>36 サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 入所及び退所の項第5号前段の記録</p> <p>(2) サービスの提供の項第18号の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>2 条例別表第3 記録の作成及び保存の項に規定する記録並びに前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講ずること。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、</p> <p>(2)に規定する報告の方法等が記</p>

	<p>載された事故発生の防止のための 手引きを整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれ に至る危険性がある事態が生じた 場合に、当該事実が報告され、そ の分析を通じた改善策を従業者に 周知徹底する体制を整備するこ と。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員 会及び従業者に対する研修を定期 的に行うこと。</p> <p>2 サービスの提供により賠償すべき 事故が発生した場合は、損害賠償を 速やかに行うこと。</p> <p>3 入所者からの苦情に関して、市町 村等が派遣する者が相談及び援助を 行う事業その他の市町村が実施する 事業に協力するよう努めること。</p>
	<p><u>備考</u> この表において、「入所者の数」とは、前年 度の入所者数の平均値（新規に指定を受ける場合 は推定数）をいう。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2条第4項及び附則第3条第4項の改正規定については、公布の日から施行する。

鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>（この規則の失効）</p> <p>5 この規則は、<u>平成36年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>		<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>（この規則の失効）</p> <p>5 この規則は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>（3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p>	サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p>

	15 略		14 略
	16 略		15 略
	17 略		16 略
	18 略		17 略
	19 略		18 略
	20 略		19 略
	21 略		20 略
	22 略		21 略
	23 略		22 略
	24 略		23 略
	25 略		24 略
	26 略		25 略
	27 略		26 略
	28 略		27 略
	29 略		28 略
	30 略		29 略
	31 略		30 略
	32 略		31 略
略		略	
記録の作成及び保存	1 サービスの提供の項第16号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。	記録の作成及び保存	1 サービスの提供の項第15号の規定による市町村への通知に係る記録を整備すること。
	2 略		2 略
略		略	

附 則

この規則は、鳥取県介護保険施設に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年鳥取県条例第21号）第3条の規定の施行の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 8 号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（携帯電話インターネット接続業務に係る契約の締結等に当たって説明すべき事項）</p> <p>第6条の3 条例第12条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第12条の3第3項に規定する書面又は電磁的記録を提出する必要があること。</u></p> <p>（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等）</p> <p>第6条の4 条例第12条の3第3項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1) 携帯電話インターネット接続業務の提供を受ける青少年が就労しており、<u>青少年有害情報フィルタリングサービスを利用すること又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。</u></p> <p>(2) 携帯電話インターネット接続業務の提供を受ける青少年が心身に障がい有し、又は疾病にかかっており、<u>青少年有害情報フィルタリングサービスを利用すること又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。</u></p> <p>(3) 保護者が青少年の<u>携帯電話端末等の使用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネットを利用して有害情報を閲覧し、又は視聴することのないようにすること。</u></p>	<p>（携帯電話インターネット接続業務に係る契約の締結等に当たって説明すべき事項）</p> <p>第6条の3 条例第12条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 携帯電話インターネット接続業務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの機能（携帯電話インターネット接続業務を利用しない場合における機能を含む。）及び利用方法</u></p> <p><u>(4) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用しない旨の申出をするときは、条例第12条の3第3項に規定する書面を提出する必要があること。</u></p> <p>（青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用しない正当な理由等）</p> <p>第6条の4 条例第12条の3第3項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1) 携帯電話インターネット接続業務の提供を受ける青少年が就労しており、<u>青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。</u></p> <p>(2) 携帯電話インターネット接続業務の提供を受ける青少年が心身に障がい有し、又は疾病にかかっており、<u>青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。</u></p> <p>(3) 保護者が青少年の<u>携帯電話端末その他の機器の使用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネットを利用して有害情報を閲覧し、又は視聴することのないようにすること。</u></p>

2 略

2 略

附 則

この規則は、鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成30年鳥取県条例第22号）の施行の日から施行する。